

出産育児一時金

◆組合同約第3章第12条

被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として出産児1人につき40万4千円を支給する。

ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条のただし書に規定する出産^{※1}であると認められるときは、これに3万円を上限^{※2}として加算するものとする。

※1 財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産

※2 現在の加算額は1万6千円

○直接支払制度

本制度を利用することにより、保険者（医師国保組合）から医療機関へ出産育児一時金の支払いが直接的に行われます。これにより、被保険者が出産後に窓口で支払う出産費用の総額から、出産育児一時金分があらかじめ差し引かれる制度です。

本制度の利用については、出産を予定する医療機関等にご確認ください。

○出産育児一時金の支給申請が必要となる場合

被保険者から申請が必要となるケースは下記の場合です。

【直接支払い制度を利用しなかった場合】

別掲の申請書にて申請してください。

添付書類

- ・医療機関と交わした合意文書
- ・領収・明細書
- ・死産の場合は、その年月日及び妊娠日数を証明する書類

※産科医療補償制度あり（加入機関等における分娩）の場合は、対象分娩であることを証明する印がある領収書等の写しが必要

【直接支払い制度を利用したが、出産費用が出産育児一時金額に満たなかった場合】

医療機関からの請求内容を確認したうえで当組合から被保険者にご案内しますので案内に従い申請してください。

なお、ご案内時期は出産から2か月程度後になります。